

川越市障害者等相談支援事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

川越市 福祉部 障害者福祉課

## 1. 事業の目的

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき、障害者等（障害児、障害者及び難病患者等をいう。以下同じ。）、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な支援を行うものです。

事業実施にあたり、障害者等に対する相談支援に係る高度な専門性、関連分野を含めた幅広い知識、経験、技術、実績等を有する事業者へ委託しようとするものです。

## 2. 事業の概要

本事業は、上記の目的のため、以下の業務を行います。

### (1) 事業名称

川越市障害者等相談支援事業

### (2) 業務内容

別紙「川越市障害者等相談支援事業業務委託仕様書」のとおりです。

### (3) 実施人員等

本業務は、11名の人員（業務管理者及びその他従事者）により実施し、ピアカウンセラーの提案があった場合には1名を限度に人員に加えます。

なお、プロポーザルの結果に基づく第1優先交渉権者において、市が想定する人員配置を確保できない場合には、次に順位の高い者から順に交渉を行うものとします。

### (4) 実施場所

川越市障害者相談支援センター（川越市連雀町31番地2 福祉サポート連雀町1階）及び受託事業者の指定特定相談支援事業所にて実施します。

なお、川越市障害者相談支援センターに、各日とも3名の従事者が勤務するよう、受託事業者間にて調整を行ってください。

### (5) 契約期間

平成29年9月1日から平成30年3月31日までとします。

ただし、契約が誠実に履行され、かつ、業務実績が良好な場合であって、高い水準での専門性及び事業の特殊性による継続支援の必要性が認められた場合は、単年度契約原契約を含め最大4年間継続して契約できるものとします。

(6) 委託料上限額

委託料の上限額は、以下のとおり（消費税及び地方消費税含む）とします。

ただし、この金額は現段階での限度額であるため、変更がある場合には契約締結時に別途定めます。なお、原契約は年度途中からの契約となるため、月割で計算した金額となります。

① 業務管理者（各事業者1名）	3,208,333円 (5,500,000円/年)
② その他従事者	2,916,667円 (5,000,000円/年)
③ 諸経費（業務管理者及びその他従事者1名あたり）	291,667円 (500,000円/年)
④ ピアカウンセラー	1,472,333円 (2,524,000円/年)

### 3. 参加資格基準

このプロポーザルに参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、川越市契約規則を遵守したうえ、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 法人格を有すること
- (2) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく、平成29・30年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までのいずれの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (7) 川越市内において、以下のいずれかの障害福祉事業の実績があり、平成29年4月1日時点で、川越市内で指定特定相談支援事業所を設置、運営している又はその見込みがあり、継続し

て運営ができる者。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設、指定地域相談支援事業、指定計画相談支援事業、地域生活支援事業
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、指定障害児通所支援事業、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業

#### 4. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は、以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	平成29年4月3日（月）
参加申し込み	平成29年4月10日（月）午前9時から 平成29年4月14日（金）午後5時15分まで （持参又は郵送。郵送の場合は必着。）
質問の受付	平成29年4月10日（月）午前9時から 平成29年4月12日（水）午後5時15分まで （電子メールのみ。）
企画提案書等の提出	参加申し込み日（同時提出可）から 平成29年4月28日（金）午後5時15分まで （持参又は郵送。郵送の場合は必着。）
一次審査結果通知	平成29年5月12日（金）
プレゼンテーション	平成29年5月16日（火）
結果通知	平成29年6月下旬に通知予定
契約締結	平成29年7月中に契約締結予定

#### 5. 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合には、以下のとおり、参加に必要な書類を持参又は郵送により提出してください。

提出がない場合には、このプロポーザルへの参加は認められません。

##### (1) 受付期間

平成29年4月10日（月）午前9時から平成29年4月14日（金）午後5時15分まで  
（郵送の場合必着）

## (2) 提出方法

「13. 担当部署」まで持参又は郵送により提出してください。なお、持参の場合には、事前に「13. 担当部署」に連絡してください。

提出書類等については、公募開始日より「13. 担当部署」にて配布します（土日祝日を除く午前9時から午後5時15分まで）。また、市ホームページよりダウンロードすることも可能です。

## (3) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。

提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本（様式1から様式3までを順番に綴り、インデックスを付け、ファイル等で綴じる。）し、正本1部及び副本1部を提出してください。

	提出書類	部数	注意事項
①	障害者等相談支援事業業務委託 公募型プロポーザル参加申込書	正本1部、副本1部	・指定様式による（様式1） ・代表者印を押印
②	障害福祉事業実施状況報告書	正本1部、副本1部	・指定様式による（様式2）
③	誓約書	正本1部、副本1部	・指定様式による（様式3）

## (4) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、平成29年4月21日（金）までに参加資格の確認結果について、電子メールで通知します。

この際に、参加申請者を区別する団体記号をお伝えします。

## 6. 質問の受付

### (1) 受付期間

平成29年4月10日（月）午前9時から平成29年4月12日（水）午後5時15分まで

### (2) 質問方法

「質問票（様式4）」に必要事項を記入し、電子メールにて「13. 担当部署」へ送信してください。件名は、「相談支援事業プロポーザル質問（事業所名）」とし、メール送信後、「13. 担当部署」に受信確認の電話をしてください。また、電子メールを送信する際には、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

なお、電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

(3) 回答

質問の回答は、平成29年4月18日（火）までに、全ての参加申込者に電子メールで回答します。

## 7. 企画提案書の提出

参加事業者は、以下のとおり、選考に必要な書類を持参又は郵送により提出してください。

(1) 受付期間

平成29年4月10日（月）午前9時から平成29年4月28日（金）午後5時15分まで  
（郵送の場合必着）

(2) 提出方法

「13. 担当部署」まで持参又は郵送により提出してください。なお、持参の場合には、事前に「13. 担当部署」に連絡してください。

(3) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。

なお、作成にあたっては、「川越市障害者等相談支援事業業務委託企画提案書作成要領」を参考にしてください。

様式	内容
様式5-1	企画提案書（鑑文） ※正本分
様式5-2	企画提案書（鑑文） ※副本分
様式6	企画提案に係る誓約書
様式7	業務工程表
様式8	1. 実績
様式9	2. 実施体制
様式10-1	3-1. 障害者等相談支援事業（基本相談支援）
様式10-2	3-2. 障害者等相談支援事業（専門的な指導・助言、人材育成）
様式10-3	3-3. 障害者等相談支援事業（基幹及び特定相談との連携）
様式11	4. 安全対策危機管理・苦情対応
様式12	5. 事業経費
様式13	6. その他

## 8. 選考方法

選考は、一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）により行います。

(1) 選考手順

① 一次審査（書類）

参加事業者多数の場合のみ実施します。なお、審査結果については、平成29年5月12日（金）までに一次審査に参加した事業者に電子メールで通知します。

② 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した者について、企画提案書の内容についてのプレゼンテーションを行っていただき、審査委員会が評価し、選考します。

ア 審査の方法

評価は、参加事業者ごとに以下の基準により行います。

評価項目	評価内容	配点
1. 実績	同事業又は類似の業務の受託実績	8
2. 実施体制	業務管理者及び従事者の配置、資格、経験及び資質	25
	欠員時の体制確保	10
	従事者の質向上の取組み	10
3. 障害者等相談支援事業	相談支援事業に対する考え方	15
	相談支援の手法	15
	専門的な指導・助言、人材育成の取組み	13
	関係機関（障害福祉サービス事業所等）との連携	10
	川越市、基幹相談支援センターとの連携	13
	特定相談との協力体制、連携	20
	自立支援協議会等との連携体制	8
4. 安全対策危機管理 苦情対応	個人情報の取り扱い、守秘義務に対する取組み	7
	業務におけるトラブルの未然防止策	7
	トラブル発生時の対応策、訴訟等への対応	7
5. 事業経費	本業務にあたっての費用の見積額及び内訳	10
6. その他	提案内容に係るアピールポイント	15
	貴法人、事業者のアピールポイント	7
合計（満点）		200

- ・評価の合計点が上位の者から順に、契約予定事業者として決定します。なお、第1位の事業者において、市が想定する人員配置を確保できない場合には、次に順位の高い者から順に交渉を行うものとします。
- ・参加事業者の従事者の合計が11名であった場合も選考を行います。
- ・得点に同数があった場合には、審査委員会が決定します。

#### イ プレゼンテーションの方法

- ・提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・プレゼンテーションは20分以内とし、その後、質疑応答（10分程度）を行う予定です。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、業務管理者となる者は必ず出席してください。
- ・プレゼンテーションの実施予定日は、「4. 選考スケジュール」のとおりです。変更となる場合は、参加事業者に電子メールにて通知します。
- ・会場及び参加事業者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、別途電子メールにて通知します。
- ・プレゼンテーション当日は、パソコン、プロジェクター等の持込み及び追加資料等の配布は禁止します。

#### ウ 審査結果の通知

審査結果は、平成29年6月下旬に二次審査に参加した事業者に電子メールにて通知する予定です。

#### (2) その他

一次審査及び二次審査の選考は非公開とし、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

### 9. 結果の公表

選考結果については、本市ホームページで公表する予定です。

ただし、契約予定事業者以外の事業者を特定できる情報は一切公表しません。

### 10. 契約の締結

本業務の契約予定事業者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。

### 11. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 応募に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本実施要領に適合しない場合
- (2) 「3. 参加資格基準」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合



- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

## 1 2. その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正及び変更は一切認めません。
- (3) 企画提案時の提出書類の「2. 実施体制（様式9）」に記載された配置予定者が、やむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し承認を得てください。
- (4) 本市と契約を締結する事業者は、企画提案時の提出書類の「業務工程表（様式7）」に記載された内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づいて業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 参加申し込み後に辞退する場合には、「辞退届（様式14）」を提出してください。

## 1 3. 担当部署

川越市 福祉部 障害者福祉課 計画担当（担当：白土）

所在地：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話：049-224-5785（直通）

FAX：049-225-3033（直通）

Eメール：shogaisha@city.kawagoe.saitama.jp